筑後市高齢者等給食サービス事業業務委託仕様書

1. 事業目的

在宅の高齢者単独世帯及び高齢者のみ世帯、身体障害者等(以下「高齢者等」)で自力では食事の準備等ができない方に対して、弁当を配達することで、高齢者等の食事の確保と健康管理を図るとともに、見守り(安否確認)に役立て、高齢者等の福祉の向上を図る。

2. 事業内容

栄養バランスのとれた夕食を調理し、定期的に配食するとともに訪問の際、対象者の安否確認も 合わせて行い、健康状態等に異常があった場合には、緊急連絡先または関係機関への連絡等を行う。

(1) 配食等について

① 配食日

1月1日から1月3日までの間を除く毎日とする。原則として利用者に対し、毎週月曜日から日曜日までの7日間とするが、利用者が通院や介護保険法に基づく通所介護等の利用により7日間の配食を必要としないこともある。

② 配食手段

事業者の管理する車両によって行う。

③ 配食時間

調理完了後おおむね2時間以内に行うものとする。

- ④ 献立
 - ・栄養士を配置し、栄養バランスのとれた献立とすること。
 - ・利用者が高齢であることをふまえ、料理の硬さ・大きさ・形状に注意すること。
 - ・副食のみの対応も可能であること。
 - ・利用者が食事に対し興味を持つよう、1週間分の献立表を事前に提示する。
- ⑤ 食事の容器

衛生的なものを使用し、配達に耐え得る丈夫なものを使用すること。また、原則として再度 利用できるものであること。

(2) 利用者の安全に関すること

- ① 利用者へ食事を手渡すことにより、利用者の安否確認を行う。食事を手渡しできず、連絡がとれなかった場合は、事前に登録された緊急連絡先に連絡を行う。なお、緊急連絡先に連絡がつかない時及び利用者の異変を発見した場合には、速やかに市に連絡することとし、緊急を要する場合は即座に警察・消防等に通報する。
- ② 食中毒等の事故が発生した場合は、即時に市へ報告し、市と協議を行い対応すること。
- ③ 台風など自然災害の事由により配食が困難又は困難が予想される場合は、別途の対応を依頼する予定である。

(3) 委託業務の単価について

1 食あたり 780 円(副食のみの場合 730 円)で献立作成、調理、配達、安否確認を行う。市委 託料は1 食あたり 380 円とし、差額の 400 円(副食のみの場合 350 円)を利用者負担額とする。 利用者負担金は受託事業者自ら徴収し、市は受託事業者からの請求に基づき委託料を支払うこと とする。

(4) 事業実施方法

- 1. 申請から利用まで
- ① 利用者からの申請に基づき、市が利用回数や曜日を決定。
- ② 利用決定により、「給食サービス依頼書」及び「申請書の写し」を受託事業者に送付。その際、食事・配達に関する注意なども伝える。指定の日より配食開始。
- 2. 請求及び報告
- ① 毎月 10 日までに、前月の業務結果を報告(利用実績報告書・献立表・安否確認チェック表を 提出) し、市に委託料を請求する。
- ② 市は請求書受理後、30 日以内に委託料を支払う。
- ③ 委託業務が完了したときは、業務実績報告書を作成し、提出すること。
- ④ 利用者が入院または施設入所となったことを知った場合、または、利用者からサービス変更・休止 (1週間以上)・廃止の希望があった場合、市へ報告すること。

(サービス利用者の最新の状況を把握するため)

(5) その他

- ① 利用者が臨時的に配食を必要としなくなった場合(1日~数カ月の外出、入院など)は、原則、利用者から2日前までに事業者に連絡する。配食のため訪問したが連絡なく不在であった場合等は、配食したとみなし委託料を請求できる。
- ② 本事業を実施するにあたり、利用者に対して本事業に関係ない営利事業の周知・営業等また、 それと誤解される行為を行わないこと。
- ③ 本業務契約期間中及び契約終了後においても、業務上知り得た利用者の個人情報を他に漏ら してはならない。
- ④本業務を再委託してはならない。(例:調理は行うが、配達を別業者へ委託する。)